

# 会 員 規 約

一般社団法人  
ステキ信頼リフォーム推進協会

平成29年8月10日

理事会決定

## 一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 会員規約

### (目的)

第1条 この規約は、一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）の委任に基づく事項並びに本協会及び本協会の会員が定款第3条の目的を遂行するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (本規約の適用範囲)

第2条 本規約は、本協会の事業執行並びに会員となった法人及び個人に適用される。

### (法人会員)

第3条 定款第5条に定める会員のうち、法人ではない団体は、代表者若しくは管理人の定めがあり、かつ本協会の理事会で承認を得たものは法人とみなすものとする。

### (入会)

第4条 定款第6条第1項に定める入会申込書は、別紙様式第1号とし、本協会に入会しようとする者は、会長が別に定める審査書類を添えて、入会の申し込みを行うものとする。

- 2 会長は、前項の申請があった場合は、第5条の規定に従い審査を行い、入会の承認・不承認を申請者に対し通知するものとする。

### (会員資格)

第5条 本協会の会員は、次の各号に定めるすべての要件を満たすものとし、入会にあたっては、原則として別紙様式第2号により正会員のうちから二会員の推薦を受けるものとする。

- (1) 本協会の目的に賛同し、かつその遂行のために必要な技術力、信用力を有していると認められること。
  - (2) 会員が住宅リフォーム事業に関して広告又は勧誘するときは、定款第5条第1号に規定するたくみ会員として公表されていないにもかかわらずたくみ会員であると表示又は説明をしないこと。
  - (3) 原則として、過去に除名処分を受けたことがないこと。
  - (4) 著しく社会規範に反する違法行為等を行うか、若しくは行うおそれがないこと。
  - (5) 会員になろうとする者が、個人にあつては本人が、法人にあつてはその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
  - (6) その他、理事会において会員として適当と認められること。
- 2 定款第5条第1号に規定するたくみ会員にあつては、前項に加え、次の各号に定める要件を満たすものとする。
- (1) 住宅リフォーム事業者団体登録規程(平成26年9月1日国土交通省告示第877号)(以下「登録規程」という。)第2条第1項の規定による住宅リフォーム事業者であつて、登録規程第5条第7号の規定に掲げる条件を満たし、住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること。

- (2) 登録規程第12条第5号イからホまでに掲げる事項を順守すること。この場合において、同条第5号ニに規定する登録住宅リフォーム事業者団体が定める金額は、五百万円（マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事にあつては、当該マンションの住宅の数に百万円を乗じた金額又は一億円のいずれか低い金額）とする。
- (3) 住宅リフォーム事業に係る業務を適正に実施するため必要があると会長が認めた場合において、その必要な限度において本協会が行うたくみ会員の状況を把握するための調査に同意し、協力すること。
- (4) たくみ会員に関する次に掲げる事項を本協会がインターネットを利用する方法により公表し、定期的に更新することに同意し、協力すること。
- イ 氏名又は名称
  - ロ 主たる事務所又は事務所の所在地
  - ハ その請け負う住宅リフォーム工事の種類
  - ニ 現に受けている建設業法（昭和二十四年法律第百号）第3条第1項の許可の種類又は住宅リフォーム事業の種類に応じて有する資格
  - ホ 住宅リフォーム工事の実績
  - ヘ 研修の受講状況
- (5) 第1号から第4号に掲げる事項をたくみ会員に順守させるための指導、助言、勧告、その他の適切な措置を本協会が行うことに同意し、協力すること。

(指導、是正、勧告等の措置)

第6条 本協会は、前条に掲げる会員資格について、事実確認が必要と判断した場合は、たくみ会員の行う住宅リフォーム事業等に関し、その必要な限度において状況を把握するための調査を実施する。なお会員は、本協会が調査を行おうとする場合は、この調査に応じるものとする。

- 2 本協会は、調査結果をもとに、業務改善等が必要と判断した場合は、理事会又は別途設置する会長・委員長会議に諮り当該会員に対して「指導」、「助言」の措置を行う。
- 3 指導・助言の処置後も、業務改善等がされていないと判断した場合は、理事会又は定款第39条に基づき設置する所管の委員会に諮り、当該会員に対して「勧告」の措置を行う。勧告の場合は当該会員に対して是正報告を求める。
- 4 当該会員が「勧告」に従わない場合は、定款第11条による「除名」の処分を行う。

(会員資格の更新)

第7条 会員資格は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了するものとし、会員からの申し出がない限り自動に更新される。

(入会金及び会費)

第8条 定款第7条に定める入会金及び会費の額は、別表1のとおりとする。

- 2 入会金は、原則として、入会時に一括払いとする。
- 3 会費は年会費制とし、原則として、事業年度ごとに前納一括払いとする。
- 4 会長が特に必要と認めるときは、会費の一部又は全部を免除することができる。

(退会)

第9条 定款第10条に定める退会届は、別紙様式第3号とする。

- 2 年度途中の退会であっても、納入済みの会費その他の拠出金品は、原則として、これを返還しない。

(変更の届出)

第10条 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。

- 2 本協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(著作権)

第11条 本協会によって提供される情報の著作権は、本協会に帰属する。

- 2 本協会によって提供される情報を、いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

(免責及び損害賠償)

第12条 会員は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断と責任においてその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わないものとする。会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

- 2 会員が、本規程及びその他法令等に違反する行為によって、本協会に損害を与えた場合には、本協会は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

(その他)

第13条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、会長が定める。

(別表1) 第8条の規定による入会金及び会費

会員種別		入会費	年会費	
たくみ会員		無料	3万円/1口	1口以上
推進会員	販売店等	無料	5万円/1口	1口以上
	メーカー等	無料	5万円/1口	2口以上
特別会員	法人	無料	5万円/1口	2口以上
	個人	無料	3万円/1口	1口以上
賛助会員		任意	任意	